

令和3年度古賀市子ども・子育て支援事業計画実施状況に関する質問票への回答

資料2

基本目標		事業名	担当課	質問内容	回答
1	1 (1)	子どもの居場所提供事業	青少年育成課	「実施主体の検討を行う」とはどういう意味か。	放課後子供教室は、地域が主体となり実施する事業であり、地域住民が団体を立ち上げ実施主体となっていますが、花見校区については団体を立ち上げるに至っていないことから、花見校区で放課後子供教室を実施できるように実施主体をどうするかを含めて検討するという意味です。
2	1 (1)	心の教室相談事業	学校教育課	「児童生徒が悩み等を抱え込まず」と書かれているが何を根拠にそう言えるのか。	当市では心の教室相談員として、心理学を学び臨床心理士の資格取得を目指す大学院生を委嘱しています。心の教室相談員は、教職員や保護者とは異なる立場で、子どもの話に善意で耳を傾け、児童生徒が悩み等を気楽に話せ、ストレスを和らげることができる第三者的な存在であり、児童生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供することに繋がっていると考えています。
3	1 (1)	児童生徒生活環境改善事業	学校教育課	「環境改善を図ることができた。」と記載があるが、そう思えないので説明して欲しい。	福祉の専門家であるSSWが支援に加わることで、児童生徒・保護者の抱える問題の要因とその対処法が具体的に整理され、病院受診や服薬による心身の状態改善や生活保護等の福祉サービス受給による生活改善等の報告例があります。全てのケースに効果的で即効性のある支援となっているケースは多くありませんが、全てのケースにおいて問題に一つずつ対処していく、きめ細かな支援が行われていると認識しています。また、複雑化、多様化する児童生徒・保護者のニーズにより細かく支援できるよう、令和4年度より、緊急対応のSSW2名を追加委嘱し、対応しています。
4	1 (1)	ブックスタート事業	子育て支援課	「事業の地域展開を実施しており」ではなく、すこやか教室が使えないからと認識している。	令和2年度までブックスタート事業はサンコスモ古賀すこやかホールで実施しておりましたが、令和3年度からはより身近な、地域における親子の居場所を知ってもらうきっかけづくりとして、各中学校区にある児童館・児童センターで実施しており、その後の利用にもつながっている状況です。
5	1 (2)	スポーツ活動支援事業	生涯学習推進課	研修会は実施出来ているかもしれないが、指導者が子どもの人権を考えて指導しているのか。	ジュニアスポーツ研修会においては、スポーツ医科学に基づくグッドコーチの育成を図る観点から、体罰問題、発育・発達に関する心身の問題に触れています。
6	1 (3)	子ども自立支援事業	隣保館	自立支援とは学習支援だけなのか。子どもの悩み相談はないのか。	スタンドアロン支援事業については、家庭学習支援・体験学習支援・居場所づくりの3つを柱として事業を行っており、休憩時間などで職員や指導員が子どもたちの困りごとや悩みを聞いています。
7	1 (3)	人権啓発事業	隣保館	どういう工夫をして人権意識の向上につながったのか。	じんけん平和教室では、福岡を舞台にした絵本などを通して、戦争を身近な問題として認識してもらい、平和や命のたいせつさを通して人権について考えました。 ひだまりパスポートでは、外国とのさまざまな「違い」を知ること、違いがあることが当たり前であることを知り、違いを認めることができるようになることで、人権意識の向上に繋がったと考えています。

基本目標		事業名	担当課	質問内容	回答
8	1 (3)	読書活動	図書館	図書館利用は減少していると聞かすが、どの事業が図書貸出促進になっているのか。	視聴覚資料利用促進事業や読み聞かせ促進事業等を実施することにより、事業で紹介した関連する図書についても貸出促進が図られ成果は大きいと思われます。
9	1 (3)	文化芸術の振興	文化課	代替事業とは何をしたのか。	児童生徒文化力向上事業です。NPO法人古賀市文化協会と協働で、希望校に地元作家である赤星孝・信子夫妻の絵画を持ち込み、対話型鑑賞や抽象画作画をし、後日「芸術文化の祭典」や「古賀駅美術館」で展示発表をする一連の活動です。
10	2 (2)	家庭教育啓発事業	生涯学習推進課	家庭教育の支援者とはどんな人達なのか。	文部科学省認可の家庭教育支援チーム（市内2団体）ほか、家庭教育支援を推進しようと活動する団体のすべてです。
11	2 (2)	家庭児童相談支援事業	子育て支援課	相談員3名で足りているのか。	相談体制の強化を図るため、令和4年度より家庭児童相談員は、4名体制で実施しております。
12	2 (4)	青少年相談事業	青少年育成課	どういう支援か。	電話・メール・訪問による継続的な相談対応、行き渋りや不登校児童への働きかけ（家庭訪問、登校支援）、関係機関（市関係各課、学校、児童相談所、警察等）との連携等を行うことにより、相談者への支援を行っています。
13	3 (1)	子育て世代経済的支援事業	福祉課	子育ての孤立化、経済的困窮などにより支援の必要な家庭が増えていると聞く。子どもの7人に1人が貧困という現状が古賀にもあるか。今日の食事に困っている人が駆け込む場はあるか。	厚生労働省の国民生活基礎調査とは調査対象などが異なりますが、古賀市子どもの未来応援プラン策定時に実施した小中学生の保護者対象の調査における生活困窮層の割合は13.8%となっています。子育て世帯を含めた経済的に困難な状況にある世帯に対しては、社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談・支援を行うとともに、緊急に食料確保が必要な家庭に対しては、食料支援を行っております。
14	3 (3)	公園管理	都市整備課	古賀市内で子どもたちを含む多世代で利用できる野外活動施設としての公園はどこか。野外での調理体験など防災の観点からも必要と考えるが、火が使える公園が1か所しかなく、家族で使いたいけど他の利用で使いにくいと聞く。子どもたちの貴重な体験として野外活動ができる公園の整備が必要と考えるがいかがか。	市内の公園内の火気使用につきましては、古賀市都市公園条例において、禁止ではなく、制限を行っているところです。近隣住民や他の公園利用者に迷惑を被らせず、消防署の助言・指導の下に火気を使用する団体については、公園内における火気使用を許可しており、千鳥ヶ池公園、小野公園、花鶴2号公園、薬王寺水辺公園で許可した実績があります。今後も適切な安全管理と事業計画の下で火気を使用したい団体については火気使用を許可する方向性であり、原型復旧が条件にはなりますが防災訓練を行うこともできます。古賀グリーンパーク内には、予約制のバーベキュー専用の広場があり、許可申請の手続きは不要です。家族や友人など大人が楽しむために行うキャンプや野外バーベキューなどのための場の提供につきましては、現在活発化している民間の動向を、土地利用の観点からも注視しているところであり、当面は、キャンプや野外バーベキューなどの野外活動やその他の火気使用に特化した新たな公園整備の予定はございません。

基本目標		事業名	担当課	質問内容	回答
15	4 (2)	病後児保育事業	子育て支援課	廃止となっているが、こういった内容の事業だったのか。また、なくなっても大丈夫なのか。	病後児保育事業は、保護者の就労等の理由により、病気回復期の児童を家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき一時的に児童を鹿部保育所内「おひさまルーム」で預かる事業です。病後児保育は、令和3年度の利用者数が4名と少なく、病児保育施設「ここん・こが」であわせて病後児保育を実施することから、大きな問題はないと考えています。
16	4 (2)	延長保育事業	子育て支援課	実際どれくらいの保護者が必要としているのか。希望していても延長保育をうけられない家庭は出ていないのか。	延長保育事業は、令和3年度に120名の児童の利用がありました。在園している保育園等において、通常保育時間以降に利用するものですので、原則希望する保護者は利用できていると考えています。
17	4 (2)	学童保育所管理運営事業 ・学童保育事業	青少年育成課	指導員も安心できるための学びの場の提供はあるか。	県、県学童保育連絡協議会、NPO法人等が主催する各種研修会を案内しているほか、指導員の資質向上を図ることを目的として市主催による研修会を実施しています。
18	4 (3)	不登校児童生徒 学校生活適応支援事業	学校教育課	あすなる教室に小学生は通えるか。あすなる教室は狭いと思うが入れなかったり通えない子はどうしているのか。	教育支援センター「あすなる教室」は、古賀市在住の小・中学校児童生徒への支援を行っています。現在、入級や体験入学を希望した児童生徒全員を受け入れています。青少年育成課と連携して、児童館・児童センター・隣保館も行き場所・居場所として紹介しており、そちらに通う児童生徒もいます。
19	4 (3)	部活動指導等支援事業	学校教育課	生徒の聞き取りはしているか。高い成果とは成績や順位のことか。	部活動外部指導員派遣について生徒からの聞き取りは行っておりません。高い成果とは、成績や順位だけでなく、日常的に教師以外の大人と接する機会があることで、生徒は社会性を身につけることができ、また、教師にとっても専門外の部活動指導を外部指導員に任せられるので、負担軽減につながっていることで高い成果をあげていると考えています。
20	4 (3)	不登校児童生徒学校 生活適応支援事業	学校教育課	不登校児童数の増加がどこの地域も大きな課題となってきているようだ。古賀市の状況を教えて欲しい。そのうえでその見込みに合わせた対応は今後展開されるのか。	当市の不登校児童生徒数は、平成30年度末時点で89人でしたが、令和3年度末時点では220人と全国的な傾向同様に増加しています。不登校の要因として「無気力、不安」「生活リズムの乱れ等」が増えており、コロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限のある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況があった等が影響していると考えられます。また、平成28年12月の教育機会確保法の成立により、「不登校というだけで問題行動と受け取られない」「児童生徒の最善の利益を最優先」「登校という結果のみを目標にせず、社会的自立を目指す」「不登校児童生徒の意思を十分に尊重する」「休養が必要な場合がある」といった基本的な考え方が浸透しつつあり、保護者の希望も必ずしも早期の学校復帰にこだわらない場合が多くあります。小中学校では、従来のように電話や家庭訪問等だけでなく、校内適応指導教室・相談室等の設置やオンライン授業、SCやSSWとの連携等にも積極的に取り組み、多岐に渡る不登校になったきっかけや現在の状況に寄り添った支援により、一人ひとりの学びを支えていきたいと考えています。

基本目標		事業名	担当課	質問内容	回答
21	5 (1)	校区コミュニティ活動 支援事業	まちづくり推進 課	子どもに関わる地域活動の中で校区コミュニティが特に推進している活動は何か。	令和3年度に実施されている子どもに関わる主な活動は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・小野校区：野幸山幸おのまつり ・古賀東校区：放課後子ども広場 ・古賀西校区：アンビシャス広場、ハマボウ写生大会 ・千鳥校区：コミュニティ寺子屋、火の用心巡回 ・花見校区：あいさつ運動 ※各校区コミュニティにおいて様々な課題取り組まれているが、コロナ禍で子どもに関わるものに限らず例年行われていた様々な事業が中止されました。

その他ご意見などへの回答

ご意見・ご質問等	回答
<p>資料4について (7) 地域子育て支援拠点事業 (8) 一時預かり事業 家庭保育を含む子育て支援の見込み数がわかりにくい。 量は増えているのに拠点を増やさない理由を教えてください。</p>	<p>(7) 中間見直しにおいて量の見込みを増としておりますが、現状としては新型コロナウイルス感染症の影響により、第2期計画の当初見込みに比べ、半数程度の減少と見込んでいるため、拠点としては4カ所に対応可能と考えています。 (8) 中間見直しにおいて量の見込みを増としておりますが、過去の実績等から既存施設で対応可能と考えています。</p>
<p>(10) ファミリーサポートセンター事業 まかせて会員、お願い会員の人数とマッチング出来ている人数を出して欲しい。</p>	<p>ファミリーサポートセンター事業の量の見込みにつきましては、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、ニーズ調査における利用意向により算出しています。マッチングの実績については以下のとおりです。 ・令和2年度：まかせて会員5人、お願い会員9名、活動件数249件 ・令和3年度：まかせて会員6人、お願い会員12名、活動件数378件</p>
<p>市民は「子ども・子育て支援」の目的や基本理念を理解しているのか。区長会等で説明しているか。</p>	<p>広報こがや市ホームページにおいて、古賀市子ども・子育て支援条例の啓発を行っています。第2期子ども・子育て支援事業計画策定時には区長会で説明を行いました。</p>
<p>(10) ファミリーサポートセンター事業についてマッチングできずに利用につながらないケースに対して、対応できるシステムを構築し多様なケースに対応できるようになると、理想的だと思う。 現状、保護者同志が家族ぐるみで交流する機会を増やすことは難しいかもしれないが、子どもを地域の大人で育てるといった概念が浸透していけばと願う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。マッチングできない場合は民間サービスの紹介等を行っています。今後も仕事と育児を両立できる環境づくりのため、ファミリーサポートセンター事業の在り方について検討していきます。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症禍が続く令和4年度における基本方針について感染症対策を講じつつ積極的に事業を実施する方針なのか、令和3年度同様の基準で進める方針なのか、方向性を教えてください。</p>	<p>令和3年度は緊急事態宣言等により事業実施に制限がありましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえで、「市主催の行事は原則開催」という市の基本的な方針に基づき、積極的に事業を実施しています。</p>
<p>子育て支援全般において、家庭保育の子ども数をどのように算出したらいいか教えてください。 その数から子育て支援拠点事業その他の見込み数が出されていると考えていいのか。 子育て支援拠点事業において、近くに利用の場がない、車が無い等の理由により、利用できない家庭はあるか。</p>	<p>子育て支援拠点事業につきましては、第2期計画策定時は、0～2歳の乳幼児数から定期的な教育・保育事業利用者を除いた家庭保育の子ども数を基に、ニーズ調査や利用実績により見込み数を算出していましたが、今回の見直しでは国の方針に基づき、利用実績に基づく見込み数を算出しています。 家庭保育の子ども数は、一部把握できていない数もありますが、概ね0歳で360人程度、1・2歳で480人程度と見込んでいます。 子育て支援拠点事業においては、家庭の状況により利用しづらい家庭はあると把握していますが、その場合は家庭の状況に応じて、利用しやすい拠点や広場事業、地域の子育てサロン等の情報提供をしています。</p>
<p>利用者支援事業の量の見込みに関して、利用者支援事業の見込み数だけが実施箇所数になっているが、人数では表せない事業となるか。</p>	<p>利用者支援事業の量の見込みにつきましては、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、子育て世代包括支援センターにおける利用者支援事業の実施方式である基本型・特定型、母子保健型に分けて設置箇所数を記載しています。</p>